

別紙（第5条関係）

令和 年 月 日

（宛先）大田区長

所 在

団 体 名

氏 名 (代表者名)

印

連絡責任者

電 話 番 号

(当日における緊急連絡先 :

)

多摩川高潮堤防暫定親水施設使用届

下記のとおり多摩川高潮堤防暫定親水施設の使用について届け出ます。

記

使用場所			
使用目的			
使用器具類			
期 間	自) 令和 年 月 日	午前・午後	時から
	至) 令和 年 月 日	午後・午後	時まで
使用人員		使用面積	m ²
添付資料			
遵守事項	本件の届け出により他の利用者に優先するなどの権利は一切発生するものではないことを承知し、多摩川高潮堤防暫定親水施設（以下「施設」という。）の使用にあたっては、以下の事項を遵守します。 1. 施設の使用に起因して発生したすべての損害に関し、区へその賠償を求めないとともに届け出をした者の責任で対処することに同意します。		

	<p>2. 施設を使用する場合は、諸法令の規定を遵守します。</p> <p>3. 他者の施設の使用を妨げないように十分注意するとともに、必要に応じて安全対策を行います。</p> <p>4. 使用後は原状回復を行い、ゴミを持ち帰るなど施設を清潔に使用します。</p> <p>5. 施設内で以下の行為はしません。</p> <p>①施設を損傷または汚損すること、②土地の形質を変更すること、③火気の使用、④はり紙等の表示、⑤立入禁止区域内に立ち入ること、⑥自転車や車両を乗り入れること、⑦危険のおそれのある行為、⑧他の利用者や近隣の住民の迷惑(騒音・光・臭いなど)となること、⑨営業の宣伝等営利を目的とする行為、⑩周辺の風致を害すること、⑪用途外で施設を使用すること、⑫堤防の管理上支障があると認められる行為、⑬募金、署名活動等、⑭工作物(仮設物等軽易なものを除く)を設置すること</p> <p>6. 他の利用者や近隣の住民等から苦情が出た際は、速やかに届け出をした者の責任において対処します。</p> <p>7. 施設に損傷を与えた場合は、速やかに区及び河川管理者に届け出て、その指示に従うとともに、原状回復に要する費用は全て届け出をした者が負担します。また、第三者に損害を与えた場合は、速やかに区及び河川管理者に届け出るとともに、当事者間で解決します。</p> <p>8. 施設の使用は日の出から日没までの間とします。</p> <p>9. 使用器具類については、日々の使用が終わるごとに撤去を行います。</p> <p>10. 滑りやすい場所などに注意し、安全な範囲で自己責任により使用します。</p> <p>11. 気象情報に注意し、出水等の恐れがある場合は、自己責任により対処します。</p> <p>12. 区から施設の使用中止などの指示があった場合は、それに従います。</p> <p>13. 日々の施設の利用が終わるごとに区に状況を報告するとともに、必要に応じて利用の完了状況について区の立会を受けます。</p> <p>14. 必要に応じて関係先(官公署、団体、地域など)との協議を行い、許可や同意を得た上で施設の利用を行います。</p>
そ の 他	<p>大田区担当部署：空港まちづくり本部空港まちづくり課 TEL 03-5744-1650</p> <p>FAX 03-5744-1528</p>